

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第1回） 議事要旨

1. 日時：令和3年7月20日（火）13:15～14:45
2. 開催方式：対面（中央合同庁舎3号館8階特別会議室）
3. 議題：
 - （1）委員会の設置等
 - （2）区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引き
 - （3）その他
4. 出席委員：朝岡大輔委員、大橋弘委員、河島伸子委員、竹内健蔵委員、樋口進委員、古谷誠章委員、矢ヶ崎紀子委員、山内弘隆委員
5. 議事要旨（✓：事務局 ○：委員）
 - ✓ 各委員の紹介の後、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の説明を行った。要綱に基づき、委員長の互選を行い、竹内健蔵委員が委員長に就任した。また要綱に基づき、委員長が山内弘隆委員を委員長代理に指名した。
 - ✓ 特定複合観光施設区域整備計画審査委員会審議参加規程（案）の説明を行い、委員会が策定するルールとして委員了承となった。また同規程に基づき、厳格な利益相反管理を行っていく認識を共有した。
 - ✓ 特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集（案）、特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き（案）（以下「手引き（案）」という。）について説明を行った。

【手引き（案）について】

【評価基準25について】

- ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合を算出する調査数について、サンプル数として専ら特定数をあらかじめ決めるのではなく、地域の実情に応じた対応ができるように調査数に係る記述を見直すべき。
- ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合の実測値及び将来目標の箇所でも多くの頁が使用されるよりも、具体的な対策項目に頁を割くように頁数の目安を追記すべき。

【評価基準7について】

- 「既存の国内MICE施設では誘致が難しいものについても記載する」という記

載について、単に「誘致が難しいMICEを記載すればよい」と誤解される可能性があるので、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものを持つてくる、という意図が伝わるように見直すべき。

【評価基準6について】

- MICE業界で進んでいるハイブリッド化やDX化を踏まえ、情報通信技術やデジタル技術の活用（設備等）の提案が上がってくるよう追記してはどうか。

【評価基準21について】

- 区域整備計画の当初認定期間は10年であるが、想定されている事業期間があると思うのでその場合は、財務の安定性確認のため長期的な見通しも確認すべき。

【評価基準2について】

- IR施設の建築物デザインは、周辺環境との対比的調和と親和的調和の両方が考え得るため、それらの提案が可能となるように記載を見直してはどうか。また、IR区域周辺の環境がわかる資料があった方がよい。

【評価基準22について】

- 昨今の異常気象等による自然災害への対応について記載を求めるべきではないか。また、実施する取組について、IR区域内のみならず、周辺地域の住民への配慮についても記載を求めるべきではないか。

【要求基準17について】

- 「社会福祉の増進に関する施策」の「社会福祉」というのは何を指すのか必ずしも明らかではないので、補足を記載すべき。

【評価基準17、18について】

- 観光への効果や地域経済への効果について、年度ごとの数値か累計なのか、いつの時点の数値を求めるのか等、明確にしておくべき。

【評価基準9について】

- 連携を予定している観光地及び当該観光地との連携の方針については、送客先の観光地のみならず、国内外との事業者との連携も考えられるため、その旨追記すべき。

【全般について】

- 文の接続や文言の意味・誤字などわかりにくいところが見られるため、全体的に確認の上、所要の修正を要する。

- ✓ 本日の委員の指摘を踏まえ、改めて関連する資料の記載内容を精査する旨の説明を行った。
- ✓ 区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項（案）の説明を行い、委員了承となった。
- ✓ 本日の会議終了後に、区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項、要綱及び特定複合観光施設区域整備計画審査委員会審議参加規程を併せて公表する旨、説明を行った。

以上